

# 2019年4月法改正対応!

社会保険労務士が教える

# 働き方改革

# 関連法対策説明会

2日間 開催

6 / 000

00:00-00:00

6 / 000

00:00-00:00

\*2回とも同じ内容となります

2019年度

助成金  
対応!

罰則や違反企業の公開など知らなかったでは済まされない

年次有給休暇  
5日付与  
義務化

時間外労働  
上限規制

同一労働  
同一賃金

勤務間  
インターバル

フレックス  
休暇

## 説明会の内容

### 前半

働き方改革関連法  
主要論点の解説

経営者が把握しておかなくてはならない主要論点について解説します。

### 後半

法対応で活用できる  
最新助成金の紹介

発表されたばかりの2019年度最新助成金を解説します。

貴社に必要な働き方改革を解説します

現在、日本は生産年齢人口の割合が減少しており、人不足が原因で採用ができず人材の引っ張り合いが起きています。その結果労働時間の増加をもたらし、職場環境の悪化に繋がります。このような経緯から、日本では労働時間に関する意識が高まり、労働者の権利保護の流れが強まっています。経営者が知らなければいけない働き方改革をいま、解き明かします。

詳細はコチラ

発行

東金商工会議所

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎1-5



内容に関するお問い合わせは

0475-52-1101

# 法改正に対応した働き方改革をプロの社労士が解説します！

## 当日の講師

「知らなかった。」では済まされません



ときがね社会保険労務士事務所  
所長・社会保険労務士  
斎藤 智士

働き方改革関連法案が2018年6月29日に可決され、2019年4月から順次施行されることになりました。上限なく残業や休日出勤が可能となることで批判が集中した「高度プロフェッショナル制度」や、数多くのデータ改ざんが明るみとなり今回の改正が見送りとなった「裁量労働制」などに目が行きがちですが、実は中小企業にとっては諸規定の改正必須に加えて違反企業への罰則もあるという**対応必須の超重大法改正**なのです。

本説明会では、人事労務のスペシャリストである社会保険労務士の視点から、中小企業の経営者・経営幹部の皆様へ向けて働き方改革関連法の主要論点の解説をおこない、**実務面での対応策について詳細に説明**します。

また、働き方改革対応時に使える**国からの返済不要の助成金制度**についてもあわせてご紹介いたします。

## 講師のときがね社会保険労務士事務所 のご紹介

5名の専任スタッフで  
トータルサポート

JR東金駅  
徒歩9分



TEL: 0475-53-3395  
FAX: 0475-53-5252

〒283-0068  
千葉県東金市東岩崎1-6-6 島田ビル3階

## 開催概要

日程  
6月00日()  
6月00日()  
※2回とも同じ内容になります。

時間  
00:00-00:00  
(00:00より受付開始)

参加費  
無料

先着  
30名

会場 ▶ 東金商工会議所

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎1-5

後日、働き方改革関連法対策・最新助成金に関する**無料相談**を実施させていただきます。ご希望の方は下記フォームに✓をお願いします。

説明会お申し込みは下記にご記入の上、FAXするだけ！

# FAX: 0475-52-1105

企業名				TEL	— —	
住所	〒 —			参加日	<input type="checkbox"/> 6月00日 <input type="checkbox"/> 6月00日	
参加者氏名①	役職 ( )	参加者氏名②	役職 ( )	無料相談	<input type="checkbox"/> 希望する (後日)	